

白子町空き家所有者情報の外部提供実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、白子町（以下、「町」という。）が空き家の流通と利活用及び適正管理を促進することを目的とした、「空き家流通促進のための空き家情報提供に関する協定」を締結している事業者（以下、「協定事業者」という。）と連携し、町が所有する空き家の所有者情報を活用することで町民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進及び地域の活力向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

- 2 空き家とは、町内に所在する人の居住の用に供されていた建築物で、使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- 3 所有者等とは、空き家を所有する者、又は管理する者をいう。
- 4 所有者情報とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）空き家に関する情報

- ア 所有者の氏名
- イ 所在地
- ウ 構造
- エ 延床面積
- オ 建築年月
- カ 間取り
- キ 空き家となった時期

（2）所有者等に関する情報

- ア 同意者の氏名
- イ 住所
- ウ 連絡先
- エ 所有者との関係

5 会員とは、協定事業者に加盟、加入している法人又は個人事業主を言う。
(所有者の同意確認)

第3条 町は、所有者等に対し、空き家所有者情報の提供に関する所有者の意向を確認し、承諾した場合は、空き家所有者情報の外部提供に関する同意書(別記様式第1号)(以下「同意書」という。)により、所有者等の同意を得るものとする。

(所有者情報の外部提供)

第4条 町は同意書が提出された場合において、協定事業者に対して同意書の写し若しくは所有者情報の電子データを提供し、提供を受けた協定事業者は会員に対し同意書の写し若しくは所有者情報の電子データを提供するものとする。

(所有者等と会員間の契約等)

第5条 協定事業者から所有者情報の提供を受けた会員は、所有者等又は所有者から委任を受けた者に対し空き家対策に関する提案、相談、交渉等を直接行うものとする。

2 前項の規定により、会員が所有者等と契約を締結した場合、又はその他町に報告すべき事案が生じた場合は、速やかに町に報告するものとする。

3 町は空き家の売買及び賃借の交渉・契約等については直接これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第6条 町、協定事業者及び会員は空き家所有者情報の外部提供の実施により取得した個人情報に関する情報について、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱い、この要綱の目的以外に利用し、又は第三者へ提供してはならない。

2 前項の規定に違反した者及び不適切な行為を行ったと認められるものに対しては、当面の間、第4条に規定する同意書の写し及び所有者情報の電子データを提供しないこととする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じたときは、町及び協定事業

者が協議の上、別途定めることとする。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

